

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	特別利用の許可等	
根拠条例等・条項	堺市博物館条例第5条	
所 管 課	文化観光局 歴史遺産活用部 博物館 学芸課	
審 査 基 準	(1) 資料の保存に影響を及ぼさないこと。 (2) 現に資料が展示されていないこと。 (3) 著作権がある資料については、著作権者の承諾を得ていること。 (4) 館長が特別利用をすることを適当と認めること。	
標準処理期間	標準処理期間	10日間
	標準処理期間を設定できない理由	